

公 告

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 伊藤 敬信

次のとおり一般競争入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 競争に付する事項

件名	規格	単位	数量	履行期限	履行場所	要求番号	備考
常用発電機(3号・4号)及び 発電機盤等点検整備	仕様書のとおり (DIH-LZ-23020)	式	1	契約締結日～ 令和6年3月31日	情報本部(喜界島)	2023-0620-22	税抜 ※9(2)イ項による

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意書を得ているものは、同第70条の特別に理由のある場合に該当する。
- 防衛省競争参加資格(令和4・5・6年度の全省庁統一資格)の有資格者で「役務の提供等」の「D」等級以上に格付けされた者であること。ただし、防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を申請中の場合は、申請中の旨を証明できる者であること。
- 格付けされている防衛省競争参加資格(令和4・5・6年度の全省庁統一資格)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(防衛庁訓令第108号 平成18年12月26日)第18条第4項に該当する者
- 契約担当官等(他省庁含む)から指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について契約を行おうとする者でないこと。
- 「会社更生法(平成14年法律第154号)」による更生手続開始又は、「民事再生法(平成11年法律第225号)」による再生手続開始を申立てられていない者、但し更生手続開始の決定又は、再生手続開始の決定を受けた者で、以下の①から③の書類全て提出した者を除く。
 - ①更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書(コピー可)
 - ②許可決定に伴い定款、役員等に変更等があった場合にはそれを証明する書類(コピー可)
 - ③上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続する有資格業者でないこと。

3 契約条項を示す場所

防衛省情報本部総務部会計課(東京都新宿区市谷本村町5-1)

4 入札説明会場及び日時

実施しない。

5 入札会場及び日時

- 入札会場:市ヶ谷駐屯地 E2棟5階 情本情報公開室
- 入札日時:令和5年7月14日(金) 10時00分

6 入札の無効

本公告第2項に示す競争参加資格のない者の入札、入札に関する条件(入札及び契約心得)に違反した入札は無効とする。

7 契約書作成の可否

- 契約金額が150万円を超える時は情報本部が定める契約書を、50万円を超える時は同請書を作成する。
- 適用する契約条項
役務請負契約条項
暴力団排除に関する特約条項
談合等の不正行為に関する特約条項

8 保証金に関する事項

入札保証金・契約保証金免除(ただし、落札者が契約を結ばないときは、見積金額の100分の5以上を違約金として徴収する。)

9 その他

- 支出負担行為担当官への提出書類
ア 入札開始までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
イ 代理人による入札は、入札開始までに委任状を提出すること。
- 落札者の決定方法
ア 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札書の最低価格の入札書を提出した者で、且つ、有効な入札を行った者を落札者とする。
イ 落札決定に当たっては、総額とし、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(税抜き価格)を入札書に記載すること。
- 下請負
現に指名停止を受けている者の下請負については、原則として認めないものとする。ただし、下請負を行うことが真にやむを得ないと認められる場合には、この限りでない。
- 入札要領
本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<http://www.geps.go.jp/>)を利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札について入札時間までに入札会場へ到着したものに限り、事前に郵送する旨を連絡すること。
- その他
ア 消費税の課税業者に該当しない場合は、入札参加届を提出する際に申告すること。
イ 参考資料の提出(入札に当たり官側の希望する参考資料の提出にご協力下さい。)
参考資料の提出期限:令和5年7月5日(水)12時00分

10 本公告に関する照会先

東京都新宿区市谷本村町5番1号 防衛省情報本部会計課 担当:大西(おおにし)
TEL 03-3268-3111(内線 31752) FAX 03-5225-9641

調達要求番号： 2023-0620-22

情報本部仕様書			
物品番号等	仕様書番号		
品名 又は 件名	常用発電機（3号・4号） 及び発電機盤等点検整備	DIH-LZ-23020	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 5年 6月20日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成	情報本部喜界島通信所		

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部喜界島通信所の常用発電機（3号・4号）及び発電機盤等点検整備について適用する。

1.2 引用文書等

1.2.1 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に定める範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし本役務の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

a) 法令等

防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）

1.3 関連文書 関連文書は次による

a) 技術文書等 (株)明電舎 ブラシレス同期発電機E-AF及び自動制御装置 取扱説明書

2. 本役務に関する要求

2.1 本役務は、情報本部喜界島通信所で所有する常用発電機（3号・4号）及び発電機盤等点検整備を目的とする。役務対象品名及び数量等は、表1による。

表1 役務対象品名及び数量等

番号	品名	単位	数量	形式（製造番号）	製造会社	設置場所
1	常用発電機	台	2	E-AF ブラシレス同期発電機 500KVA 60Hz 6600V 1800min-1 (4A6063R)	(株)明電舎	発電機室
2	発電機盤	面	2	VS-3 7.2KV 60Hz (1R9236PB 11 / 1R9236PB 12) 保護継電器 特性試験8個	(株)明電舎	発電機室
3	系統連系盤	面	1	VS-3 AC110V 60Hz (1R9236PB 22)	(株)明電舎	電源室
4	発電機連絡盤	面	1	VS-5 7.2KV 60Hz (1R9236PB 21)保護継電器特性試験6個、指示 計器試験含む	(株)明電舎	電源室

5	始動用直流電源盤	面	2	TR-SNTB02010-A 単蓄電池形式 MSE-300 12セル (30049029 / 30049030)	(株)GSユアサ	発電機室
6	制御用直流電源盤	面	1	TR-SNTB10030-A 単蓄電池形式 MSE-50-12 54セル (30049028)	(株)GSユアサ	発電機室
7	補機用変圧器盤	面	1	IC-FS-01 3φ3W 6600V 60Hz (201039019-01001)	(株)国分電機	発電機室
8	補機盤	面	1	3φ3W 200V 60Hz (201039019-11001)	(株)国分電機	発電機室

2.2 点検内容 別紙第1～別紙第4「発電機・発電機盤等点検内容」に基づき年度内に1回点検を実施する。

2.3 交換部品及び数量等 表2に示す「交換部品及び数量等」に基づき部品交換を実施する。

表2 交換部品及び数量等

番号	部品名	型式等	単位	数量	場所
1	発電機ベアリング	NU216EMC3	個	2	発電機室

3. 品質保証

3.1 監督・検査 契約相手方は、本役務の監督及び検査について、支出負担行為担当官等の定める監督及び検査実施要領により、監督及び検査を受けるものとする。

4. その他の指示

4.1 提出書類 契約の相手方は、表3に示す提出書類を提出するものとする。なお、細部は、官側との調整による。

表3 提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	媒体	提出先	備考
1	工程表	1	契約後速やかに	紙	喜界島通信所	予定表(日程表)
2	点検結果報告書	1	役務終了後速やかに	紙	喜界島通信所	点検内容
3	役務写真	1	役務終了後速やかに	紙	喜界島通信所	工程前後
4	役務日誌	1	役務終了後速やかに	紙	喜界島通信所	作業人員名

4.2 貸付品 契約相手方は、本役務の履行において官側が必要と認めた物品等を無償で貸与を受けることができる。なお、貸与の手続き等は、防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令に関する省令に基づき実施する。

4.3 情報の保全等 情報の保全等は次のとおりとする。

- a) 契約相手方は、役務履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係以外に漏らしてはならない。
- b) 契約相手方は、役務の履行にあたり、電子計算機又は可搬記憶媒体の持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し許可を得るものとする。
- c) 役務従事者は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張した団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力してはならない。

4.4 火気の使用 火気を使用する場合には、当該部隊の責任者の許可を得るとともに、火気取扱に十分注意し、適切な消火設備等を設けるなど火災防止処置を講じること。

4.5 官側の支援 契約相手方は、現地における官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力、水等の使用
- b) 現地における本役務の履行に必要な、官有器材及び施設等の利用
- c) 現地における本役務の履行に必要な、データ及び資料等の提示
- d) その他、支出負担行為担当官等が必要と認めた事項

4.6 仕様書の疑義 この仕様書に疑義を生じた場合には、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

4.7 添付書類 喜界島通信所位置図・案内図・配置図

発電機・発電機盤等点検内容

番号	点検項目	点検内容
1	発電機盤及び主要機器点検	<p>盤全般</p> 1.据付及び扉の開閉具合 2.接地線の腐食の有無 3.各部締付けボルト、ビス類の締付け状態 4.異音、異臭、異物、汚損の有無 5.塗装の剥離、発錆の状態 6.雨水の浸入や結露の状態 7.換気扇、換気口(フィルタ)の状態 8.各部の清掃 <p>盤表面</p> 9.表面取付け器具破損の有無 10.操作開閉器類の操作具合 11.計器内部の塵埃、結露の有無 12.各表示灯の異常の有無 13.計器の零点指示、振れの状態 <p>盤内面</p> 14.電磁接触器、配線用遮断器の異常の有無 15.電力ヒューズの溶断、変色の有無 16.断路器(電力ヒューズ含む)の開閉状態 17.変成器・避雷器の変色、破損の有無 18.引出装置のセリ、ロック状態 19.その他主要機器 <p>主回路</p> 20.母線の変色、変形、発錆の有無 21.支持碍子、絶縁物の変色、破損の有無 22.サーモラベルの変色の有無 23.ケーブルヘッドの異常の有無 <p>制御回路</p> 24.制御開閉器、補助継電器類の異常の有無 25.ヒューズの断線、異常の有無 26.端子台の汚損、破損の有無 27.配線の損傷、断線、結束の状態 28.接地、絶縁抵抗測定
2	自動制御部点検	1.半導体類の外観確認 2.抵抗、コンデンサの外観確認 3.はんだ付の状態確認 4.設定器、継電器等外観確認 5.各部の締付状態の確認 6.各部の汚損・損傷。変色の確認

番号	点検項目		点検内容	
3	真空遮断器点検	外観	外観全般	1.変色、破損、発錆、汚損、接続部据付／状態の異常の有無
			断路部端子	2.変形、過熱、変色、汚損、ボルトの緩み有無
			制御プラグ	3.変形、破損、汚損の有無、接続状態に異常はないか
		動作確認	手動蓄勢	4.手動蓄勢で、円滑に蓄勢できること
			手動投入	5.手動投入ボタンを押して円滑に投入できること
			手動引外し	6.引外しボタンを押して異常なく引外しできること
			開閉／蓄勢表示 カウンター	7.遮断器開閉操作および蓄勢時に本体に連動して確実に動作すること
		極性	真空インプランタ	8.機能は正常か
				9.電極の消耗量投入状態で、目安線、ゲージにて確認
			絶縁枠絶縁ロッド	10.VI外観(極柱)に、異常はないか
		操作機構部	寸法の確認	11.可動電極リード棒の油切れ、汚損の有無
				12.破損、傷、クラック、汚損の有無
				13.投入カムところのギャップ
				14.圧接寸法
			機構部	15.全ストローク(レバーとストップボルトのギャップ)
				16.引外し電磁石と引外しフックのギャップ
				17.発錆、汚損の有無
制御回路配線	18.摺動面、回転部への注油			
LSの動作	19.ボルトナットの緩み、スナップ止め輪等の脱落の有無			
補助開閉器	20.各バネ、フック、コロの変形の有無			
測定試験	コイル類	21.トリップコイル可動棒の清掃		
	開閉極特性試験	22.電動機に異常音がなく円滑に動作すること		
		23.接続部の緩みや配線に傷等はないか		
		24.動作位置及び接触状態の確認		
		25.動作及び接触状態の確認		
VIチェック	26.断線の有無の点検			
絶縁抵抗測定	27.投入時間			
	28.開極時間			
接触抵抗測定	29.蓄勢時間			
	30.最低投入可能電圧			
接触抵抗測定	31.最低引外可能電圧			
	32.最低蓄勢可能電圧			
接触抵抗測定	33.真空チェッカーにて確認			
	34.主回路一対地間			
接触抵抗測定	35.同相・異相端子間			
	36.制御回路一対地間			
接触抵抗測定	37.R相、S相、T相			

番号	点検項目		点検内容	
4	発電機点検 (絶縁試験を含む)	停止時点検	外観一般	1. フレーム、ブラケット各部の変形、発錆の有無 2. カップリングボルト、基礎締付ボルトの緩みの確認 3. 保護カバー、通風口の状態の確認 4. 防震装置の不具合の有無 5. 温度計、ヒータ等付属部品の取付状態の確認 6. 塵埃、油等の付着の有無
巻線・鉄心			7. 巻線の変形、亀裂の有無 8. 鉄心の変色、変形、発錆の有無 9. 絶縁物の変色、脱落の有無 10. 塵埃等による汚損、目詰まり、異物の有無 11. リード線、渡り線の状態確認	
界磁			12. 励磁機カバー内の汚損、異物の有無 13. 整流素子、冷却ファンの状態確認 14. 締付部の状態確認 15. 巻線の変形、亀裂の有無 16. 鉄心の変色、変形、発錆の有無 17. 絶縁物の変色、脱落の有無 18. 塵埃等による汚損、目詰まり、異物の有無 19. リード線、渡り線の状態確認	
軸受			20. グリスの汚れの有無 21. 接合部からの漏油の有無 22. 軸受交換	
端子部			23. 口出線の劣化、汚損、損傷の有無 24. 端子箱、保護カバーの取付の状態確認 25. 接続部、ケーブルヘッド、絶縁処理の状態確認 26. 接地線の取付状態、外傷、緩みの有無	
運転時点検		全般	27. 運転中異常音、異常振動、異臭の有無 28. 軸受温度計の指示確認 29. 固定子温度計の指示確認 30. 発電機電圧の異常の有無	
5	充電器・蓄電池点検	充電器	1. 各部緩みの確認 2. 浮動充電電圧測定 3. 均等充電電圧測定 4. 充電器入力電圧の測定	
蓄電池		5. 変形、変色、汚損の有無 6. 各部緩みの確認 7. 接続部の確認 8. 液面、触媒栓の確認 9. 各セル毎の電圧等測定		

番号	点検項目	点検内容
6	始動試験	1.各設定による自動始動試験 2.手動始動試験
	停止試験	3.各故障状況による自動停止試験 4.手動停止試験
	始動回数試験	5.始動前・始動後の電圧を複数回測定
	保護連動試験	6.発電機保護連動装置に関わる機器の状態確認
	電圧調整範囲の確認	7.電動設定器時間測定の確認
	周波数特性の確認	8.電動設定器時間特性の確認
	運転記録	9.各数値を計測時間毎に記録
7	直流吸収試験	1.ステータ:直流1kVを10分間印加し、絶縁抵抗値、成極指数(PI)を測定 2.ロータ:直流0.5kVを1分間印加し、絶縁抵抗値を測定
	交流電流試験	3.交流電圧を最大4.8kV($1.25E/\sqrt{3}$)まで印加し、電流値を測定
	誘電正接試験	4.交流電圧を最大4.8kV($1.25E/\sqrt{3}$)まで印加し、各電圧の $\tan \delta$ を測定
	部分放電試験	5.交流電圧を最大4.8kV($1.25E/\sqrt{3}$)まで印加し、各電圧の部分放電を測定

その他

1. 点検結果は発電機及び発電機盤等ごとに作成すること。
2. 発電機及び発電機盤等の内部清掃の際、通電部に留意し安全に実施すること。
3. 点検は既存施設の保護には十分注意し、万一損傷等を与えた場合は、請負者の責任において実施するものとする。

部 隊 名	喜界島通信所	役務名称	常用発電機(3号・4号)及び 発電機盤等点検整備	図面名称	喜界島通信所位置図・案内図・配置図	縮 尺 図面番号	図 示
							
							